

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年11月6日(2014.11.6)

【公開番号】特開2012-217558(P2012-217558A)

【公開日】平成24年11月12日(2012.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-047

【出願番号】特願2011-84938(P2011-84938)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月22日(2014.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を開始させた後に表示結果を導出表示する遊技機であって、
遊技者にとって有利な有利状態に制御するか否かを決定する決定手段と、
リーチ状態となる前、または、前記リーチ状態となった以後の少なくともいづれか一方
において、前記有利状態に制御される可能性を予告する予告演出を実行する予告演出実行
手段と、

前記予告演出実行手段に前記予告演出を実行させるか否かと、当該予告演出の演出態様を、通常演出態様とするか、該通常演出態様とは異なる色彩を使用した特殊演出態様とするかと、を決定する予告演出態様決定手段と、を備え、

前記予告演出態様決定手段は、前記決定手段により前記有利状態に制御すると決定されたか否かに応じて、前記リーチ状態となる前における前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするか、前記リーチ状態となった以後における前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするかを決定し、

前記有利状態とは異なる遊技者にとって有利な特別状態に制御する特別状態制御手段をさらに備え、

前記予告演出態様決定手段は、前記特別状態制御手段により前記特別状態に制御されるか否かに応じて、前記リーチ状態となる前における前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするか、前記リーチ状態となった以後における前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするかを決定するとともに、状態に応じて前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするか否かを決定する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明は、上記実情に鑑みなされたものであり、有利状態に制御される可能性を予告する予告演出により遊技の興趣を向上させることを目的とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を達成するため、本発明の遊技機は、

(1) 可変表示を開始させた後に表示結果を導出表示する遊技機（例えばパチンコ遊技機1）であって、遊技者にとって有利な有利状態（例えば大当たり遊技状態）に制御するか否かを決定する決定手段（例えばCPU103がステップS240の処理を実行する部分）と、リーチ状態となる前、または、前記リーチ状態となった以後の少なくともいずれか一方において、前記有利状態に制御される可能性を予告する予告演出を実行する予告演出実行手段（例えば演出制御用CPU120がステップS172の処理を実行する部分など）と、前記予告演出実行手段に前記予告演出を実行させるか否かと、当該予告演出の演出態様を、通常演出態様とするか、該通常演出態様とは異なる色彩（例えば桜柄）を使用した特殊演出態様とするかと、を決定する予告演出態様決定手段（例えば演出制御用CPU120がステップS511の桜柄演出設定処理を実行する部分）と、を備え、前記予告演出態様決定手段は、前記決定手段により前記有利状態に制御すると決定されたか否かに応じて、前記リーチ状態となる前に前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするか、前記リーチ状態となった以後に前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするかを決定し（例えば、演出制御用CPU120が、可変表示結果「大当たり」であるか否かに応じて桜柄演出の実行タイミングに対する割り当てが異なる桜柄演出決定テーブル145A～145Cを使用して実行タイミングを決定する）、前記有利状態とは異なる遊技者にとって有利な特別状態に制御する特別状態制御手段をさらに備え、前記予告演出態様決定手段は、前記特別状態制御手段により前記特別状態に制御されるか否かに応じて、前記リーチ状態となる前に前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするか、前記リーチ状態となった以後に前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするかを決定するとともに、状態に応じて前記予告演出の演出態様を前記特殊演出態様とするか否かを決定することを特徴とする。

このような構成によれば、遊技の興趣が向上する。